

貸付事業のご案内

教育貸付けのご案内



年明けは、いよいよ受験シーズン本番です！

今回は、入学金や授業料など高額な教育資金の一括支払いに利用できる「教育貸付け」のご案内です。

対象者

組合員、被扶養者、子、孫、兄弟姉妹

利率 ▶▶ 年1.32% (令和元年12月末現在)

対象教育機関

学校教育法で規定する教育機関(高校、高専、大学、大学院、専門学校等)またはそれに準ずる外国の教育機関(修業年限が1年以上)

(※) 幼稚園、小・中学校は対象外です。カリキュラム上必須である短期留学やホームステイの費用は貸付けの対象となります。

対象費用

貸付日から概ね1年以内(入学する学校の修学年度毎)に必要な下記の費用。

- ・対象教育機関に入学または修学するための資金(入学金、授業料、(購入が必須である)制服代や教材費等)
- ・修学するための家賃、引越代や通学するための交通費(通学定期券代など)等
- ・償還中である民間金融機関などの教育ローンからの借換え費用(対象教育機関に在学中のみ受け付けいたします。)

貸付限度額

550万円(貸付額は、必要額以内の10万円未満を切り捨てた額となります。)

償還回数

250回以内(毎月の給与からの控除となります。100万円以上の借入れの場合は、ボーナス併用償還ができます。)

(※)退職までの期間に関係なく償還限度回数を設定できます。退職時に未償還元金が残っている場合は、退職手当から控除します。

その他

[団体信用生命保険について] 万が一のときに安心な「団体信用生命保険」に加入できます。また、団信保険料の一部は公立共済が負担しています。

[借換えについて] 償還中にさらに教育資金が必要になった場合は、その都度、借り換えをすることができます。

Q & A

Q1 子どもが大学に合格しました。入学時に4年間分の学費の貸付けを受けられますか？

A1 当該年度にかかる資金が対象となりますので、1年次に必要となる費用のみになります。2年次以降、さらに教育資金が必要になる場合は、借り換えていただくことになります。



Q2 1年浪人することになり予備校へ通うことになりましたが、予備校の授業料も対象となりますか？

A2 学校教育法で規定する専修学校等であり、修業年数が1年以上ある予備校であれば「教育貸付け」の対象となります。しかし、長期休暇期間中の集中講習や単科講座のみを受講する場合は対象となりません。その場合は、「一般貸付け」をご利用ください。

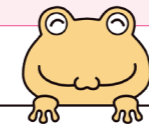
Q3 入学試験のための受験料・旅費・宿泊費は対象となりますか？

A3 「教育貸付け」は入学し修学するための費用が対象となるため、入学の前段階である受験に伴う費用については対象外となります。その場合は、「一般貸付け」をご利用ください。

Q4 部活やサークル活動などにかかる費用は貸付けの対象となりますか？

A4 通常、部活やサークルの加入は任意であるため、「教育貸付け」の対象外となります。その場合は、「一般貸付け」をご利用ください。しかし、スポーツ推薦など部活に加入することが義務付けられているような場合は対象となります。対象となる費用は道具代、遠征にかかる費用等が挙げられます。

繰上償還の手続きのご案内



今年度の受付日程

回	貸付申込受付期間	納付月(納付期限)	最終控除
10	12月11日(水)～1月10日(金) ※3月末退職者最終受付	2月20日(木)	2月
11	1月14日(火)～2月10日(月)	3月19日(木)	3月

一部繰上償還の場合は、現在の償還方法が、毎月償還のみの場合は10万円以上、ボーナス併用償還の場合は20万円以上からです。

繰上償還は、元金の償還に充てられますので、その分の利息軽減効果があります。繰上償還に係る手数料はありません。なお、繰上償還については、給与控除や口座引き落としはできませんので、東京支部から送付する振込依頼書により振込をお願いします。

申込手順

- 1 申込書類を公立学校共済組合東京支部ホームページから繰上償還申出書(全額または一部)ダウンロードする。
 - 2 必要事項を記入し、所属事務担当者へ提出
※未償還元金は、償還表の納付月の金額を確認してください。その他ご不明な点は、借受人から貸付担当にお問い合わせください。
 - 3 給与取扱者印押印後、公立学校共済組合東京支部へ交換便などで送付する。
- 【毎月10日必着(土日祝日の場合は、その前日)】**
- 4 東京支部から振込依頼書を翌月初旬に所属所へ交換便などで送付する。
 - 5 借受人は、毎月20日の納付期限までに、送付された振込依頼書で銀行から納付する。(※1)
 - 6 最終控除月の給料控除で償還完了となる。納付月の翌月に償還完了通知書および借用証書を所属所へ交換便などで送付する。

(※1) みずほ銀行から振り込む場合は、振込手数料はかかりません。

退職・異動(転出)に伴う退職手当からの控除とその手続きについて



Q1 退職時に未償還元金がある場合は、どのようになりますか？

A1 退職手当から全額控除します。(定年・勲奨・普通退職者)

Q2 退職手当から控除される未償還元金額は、何をみれば確認できますか？

A2 平成30年1月の利率改定時に配布した償還表または貸付決定時に送付される償還表の確認できます。償還表の「2020年3月」未償還元金の欄の金額に、退職手当が支給される月までの月当たりの利息を加えた金額となります。

Q3 退職手当から控除する場合、手続きは必要ですか？

A3 教育庁人事部の教職員給与システム電算内組合員(小・中・都立学校および学校支援センターの教職員ならびに教育庁および各事業所の指導主事)の方は、手続きの必要はありません。

◎ただし、下記のいずれかに該当する方は、別途手続きが必要になります。2月中旬に所属所宛てに退職・異動(転出)に関する調査を行いますので、所属所の事務担当者にお申出ください。

- 1 退職手当から未償還元金全額が控除できないと見込まれる場合
 - 2 区立幼稚園、首都大学東京、関東中央病院および公立学校共済本部・支部に勤務している方が、退職または異動する場合
 - 3 都職員共済組合の貸付金を償還をしている方で、異動または退職する場合
 - 4 都を退職して他県(他支部)で引き続き採用される場合
- 都の在職年数が、他県(他支部)の在職年数に通算される方(都の退職手当不支給)は、貸付金を移管することにより転出先の支部で償還を継続できます。
- 5 都職員共済組合または市町村職員共済組合へ異動する場合
 - 6 国家公務員共済へ異動する場合
- 原則として即時償還となります。ただし、「徴収嘱託願」を提出していただくことにより、徴収嘱託制度を利用できます。
- 原則として即時償還となります。ただし、住宅・教育貸付けの借受者で団信に加入している場合は、東京支部で引き続き償還ができます。

Q4 退職手当から未償還元金が控除された後に通知はありますか？

A4 4月に退職手当が支給された場合は、5月末ごろに退職時の所属所を経由し、償還完了通知および借用証書を返却します。

Q5 退職後に再任用で引き続き勤務する場合は、償還を続けることはできますか？

A5 退職手当が支給された時点で、退職手当から未償還元金を全額控除しますので、再任用の給与から公立学校共済組合の償還金を控除することはありません。

●ご不明な点は、貸付担当にお問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課貸付担当

☎03-5320-6823